

第65回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成28年7月22日（金） 午前10時開会 午前11時34分閉会

2 場 所 大阪産業創造館 11階 会議室

3 出席者

(1) 委員 向山会長、翁長会長代理、岸本委員、澤村委員、檜谷委員、吉田委員、若井委員

(2) 事務局 経済戦略局：穂積商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「(仮称)ニトリ住之江店」 (住之江区：新設)

(2) 「(仮称)駒川中野店舗」 (東住吉区：新設)

(3) 「鶴見ファッションモール」 (鶴見区：新設)

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「(仮称)ニトリ住之江店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づく配慮事項を遵守するだけでなく、それ以外の事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 法第5条第2項の規定に基づき提出された必要駐車台数算定資料、交通解析資料において、設置者は、来客の自動車の案内経路及び退店の経路を、近傍の小学校及び中学校の通学路及び地域住民の生活路に設定しており、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼす事態の発生が想定される。

よって、設置者は、案内表示の設置や交通整理員の配置を行う等、近傍

の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒の安全確保を中心に、地域住民の交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、店舗の开店後の状況に応じて対応策を検討し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

②「(仮称)駒川中野店舗」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 午前6時から実施する荷さばき作業に伴う騒音の影響を、可能な限り軽減するよう対策等を検討し、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう要望する。

また、本店舗の営業時間は深夜に及ぶため、特に深夜においては静穏な生活環境の保持に留意されたい。

③「鶴見ファッションモール」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていない箇所があることから、生活環境保持の見地から次のとおり意見を有する。
- ・ 当該届出においては、法第4条に基づき定められている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を踏まえた周辺地域の生活環境の保持についての適正な配慮がなされているか判断できないため、事前に関係部局と協議のうえ、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響について、予め十分な調査を行い、その調査結果を基に、当該店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に与える影響を予測し、周辺道路の交通への影響が判断できる資

料の提出を要望する。

なお、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予測される場合においては、対応策を検討するよう要望する。

- ・ 騒音の予測にあたっては、店舗の周囲4方向に存在する住居等の保全対象において、騒音の影響が最も大きくなる地点を予測地点として選定し、再予測する必要がある。

また、付帯意見として次の点についても申し添える。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見（案）について

資料4 住民等意見書の概要

資料5 意見書への回答

資料6 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

資料7 届出要約書

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

（電話）06-6615-3784

（FAX）06-6614-0190